

令和7年度静岡県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業業務委託に係る質問に対する回答

No	質問内容	回答
1	「インバウンドを含む幅広い層に対し、本イベントを活用した効果的な情報発信をすることができる参加者の選定、イベント参加への調整」 ここでの「参加者」とは誰を指すのか	イベントの形態により様々となります。例を以下に記載します。 <例1>セミナーやトークセッション等を行う場合 講師やゲスト含むイベントに参加する者が「参加者」となります。 →セミナーやトークセッション等の講師やゲストに対する旅費、交通費、宿泊費、謝金、報償費は事業費の中で賄うことができます。 その他の参加者（一般のお客様）については、旅費、交通費、宿泊費、当該イベントに係る飲食費（総額10万円を超える場合）、交流費、販促品提供等個人への給付経費に該当するものは対象外となるため、当該参加者の自己負担となります。  <例2>インフルエンサー等を招いてペアリング試飲してもらいその様子を発信してもらう場合 当該インフルエンサー等が「参加者」となります →単に参加しその様子を発信するということであれば、一般のお客様と同様の扱いのため、旅費、交通費、宿泊費、当該イベントに係る飲食費（総額10万円を超える場合）、交流費、販促品提供等個人への給付経費に該当するものは対象外となるため、当該参加者の自己負担となります。例1のように、セミナーやトークセッション等の講師やゲストとして招く場合には、事業費の中で賄うことができます。
2	仕様書 「4 業務内容」 (1) ア  酒蔵や 静岡県の事業者の方などがイベントに参加いただく 場合の旅費等は事業費の中で賄うのか	ご質問にある「酒蔵や事業者など」については、どのような役割でイベントに参加するかによりますが、上記例のように、セミナーやトークセッション等の講師やゲストとして参加する場合には、旅費等は事業費で賄うことができます。
3	販促品(お猪口やクリアファイル等)を提供いただくことは可能か、またそれを100個単位で依頼することは可能か	パンフレット「しづおかの酒」（静岡県）は、提供可能です。
4	仕様書 「4 業務内容」 (1) イ  「試飲等を行う場合、飲食費（日本酒代、料理代）は総額10万円以内とすること」 10万円の内訳（日本酒の銘柄の選定含む）は提案社に一任されるのか、または相談の上、決めていくのか	原則企画提案者（受託者）に一任されますが、場合によって相談させていただく可能性があります。 仕様書で「銘柄はGI静岡認定酒の多様な銘柄とすること」と記載していますのでご留意ください。 なお、「GI静岡認定酒」のリストは、静岡県酒造組合HPに掲載されています。
5	日本酒の販売を行う場合、販売する銘柄の指定はあるか その場合、酒販免許を有している方のアサインは県に依頼できるか	県産日本酒（G I 静岡）知名度向上事業となるため、GI静岡認定酒としてください。 販売に当たっての関係者等との調整は、企画提案者（受託者）が責任を持って行ってください。
6	仕様書 「4 業務内容」 (3) その他  「県産日本酒の特長、魅力に関する参考資料の一例として、以下を参考とすること。 <しづおかの酒（パンフレット）県HP> <静岡県酒造組合HP> 上記資料の文章及び画像データをいただき、そこから資料やポスターを制作することは可能か	「しづおかの酒（パンフレット）」については、静岡県が著作権を有しているため、資料提供可能です。ただし、特定の酒蔵の写真等について使用する場合は、当該酒蔵と個別に調整を要する可能性がありますので、ご相談ください。  静岡県酒造組合HPに関しては、静岡県酒造組合が著作権を有しているため、県から提供することはできません。県から組合に紹介することはできますので、ご相談ください。